

# 工事請負契約における 設計変更ガイドライン

平成23年8月

事業振興部 技術管理課

# 目次

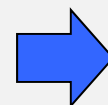
1. 本ガイドライン策定の背景 P 1
  - ◆土木請負工事の特徴
  - ◆発注者・受注者の留意事項と設計変更の現状
  - ◆ガイドライン策定の理由
2. 設計変更が不可能なケース P 3
3. 設計変更が可能なケース P 4
  - ◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き（契約書第18条第1項2号）
  - ◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第18条第1項3号）
  - ◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約書第18条第1項4号）
4. 設計変更手続きフロー P 8
5. 設計変更に係わる資料の作成 P 9
6. 関連事項 P 10
  - ◆指定・任意の正しい運用
  - ◆新土木工事積算体系
7. その他 P 12
  - ◆工事請負契約書について
  - ◆条件明示について

※ 「5. 設計変更に係わる資料の作成」を追加  
※ その他、契約書の変更等により、一部修正

# 1 本ガイドライン策定の背景

## ◇土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

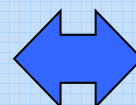


当初積算時に予見出来ない事態の変化や制約条件については、**その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫**する必要がある。

## ◇発注者・受注者の留意事項と設計変更の現状

### 発注者

設計積算にあたっては、「条件明示について」（平成14年4月1日通達）に基づき、**工事を施工するにあたって必要な条件を明示**するよう徹底する。また、工事実施にあたっては、契約書第18条～20条の取扱いとして「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（平成13年4月1日付通達）に基づき適正な手続きを行う必要がある。



### 受注者

入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求めることができる。（入札心得等第4条）また、工事の着手にあたっては設計図書を照査し（共通仕様書1-1-3）、着手時点における疑義を明らかにするとともに、**施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要**である。



現状では任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確なために、**設計変更対応が問題となっているケースがある**。

# 1 本ガイドライン策定の背景

## ◇ガイドライン策定の理由

前頁にて記載した現状から、予め設計変更業務の改善を図るためには、各発注担当者等が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要がある。

また、工事の円滑な執行のためにも発注者・受注者共に共通の認識を持つ必要がある。



そこで、既存の通達等を踏まえ、設計変更における課題と留意点を「工事請負契約における設計変更ガイドライン」として取りまとめた。

## 2 設計変更が不可能なケース

◇以下のような場合においては、原則として**設計変更できない**。  
(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない。)

- ▶ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合
- ▶ 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合
- ▶ 「**承諾**」で**施工**した場合
- ▶ 工事請負契約書（第18条～24条）・共通仕様書（1-1-13～15）に定められている**所定の手続きを経ていない場合**
- ▶ **正式な書面（様式第9号等）によらない事項**（口頭のみ**の指示・協議等**）の場合

### 3 設計変更が可能なケース

◇以下のような場合においては、**設計変更が可能**である。

- ▶ 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無にかかわらず、当初発注時点で予期し得なかった土質条件や地下水位等が現場で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要である。）
- ▶ 当初発注時点で想定（条件明示等）している工事着手時期に、**受注者の責によらず工事着手出来ない場合**
- ▶ 所定の手続きを行い、発注者の指示によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）
- ▶ 受注者が行うべき「**設計図書の照査**」の範囲を超える作業を実施する場合（「設計図書の照査」の範囲を超える作業については「設計図書の照査ガイドライン」案を参照）HPリンク  
[http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_jigyoku/kouji/gaido.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html)

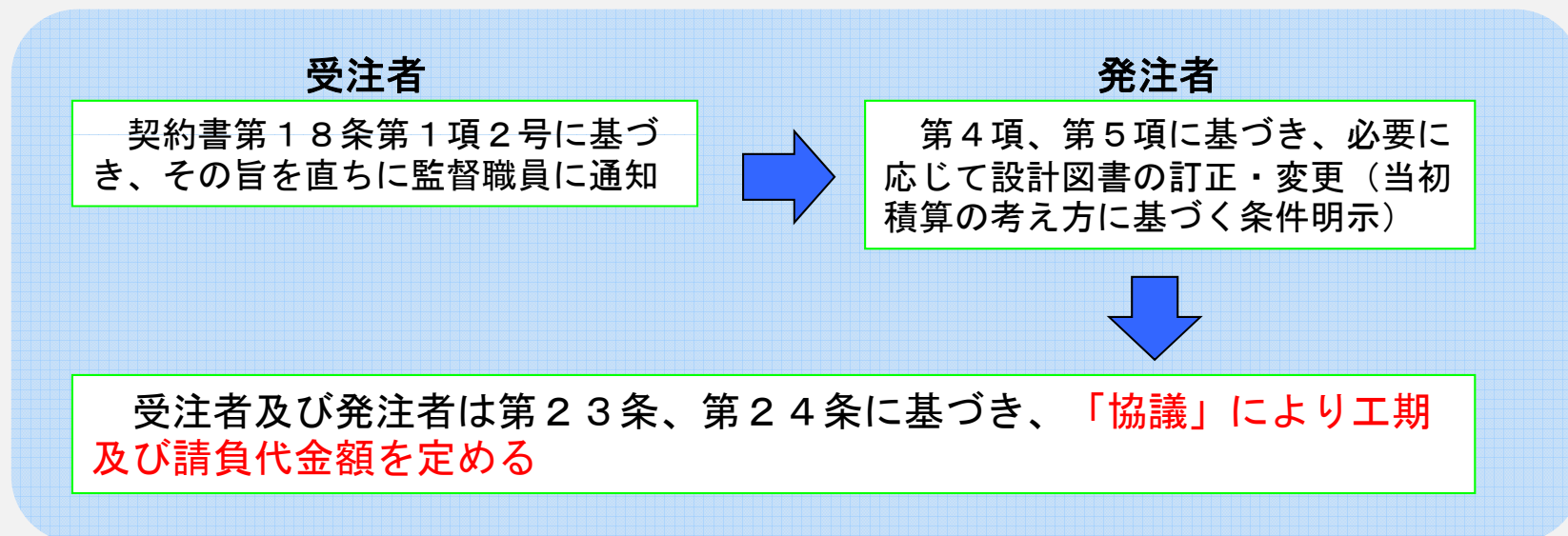
ただし、設計変更にあたっては下記事項に留意する。

- ▶ 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で、「協議」にあたる
- ▶ 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）等）
- ▶ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする

### 3 設計変更が可能なケース(具体例)

#### ◇設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き（契約書第18条第1項2号）

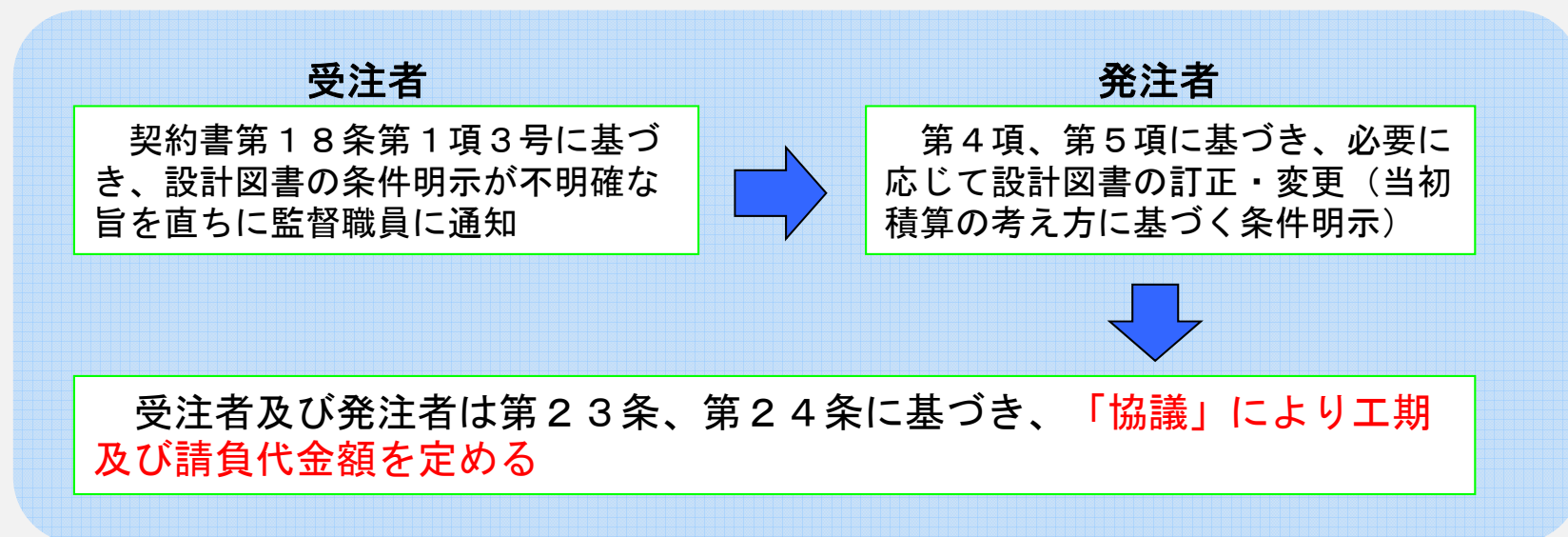
1. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
2. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
3. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員に関する一切の条件明示がない場合



### 3 設計変更が可能なケース(具体例)

#### ◇設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第18条第1項3号）

1. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
2. 仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない場合





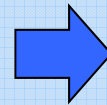
### 3 設計変更が可能なケース(具体例)

◇設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約書第18条第1項4号）

1. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
2. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
3. 設計図書に明示された交通誘導員の配置条件が現地条件と一致しない場合
4. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

受注者

契約書第18条第1項4号に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しない旨を直ちに監督職員に通知



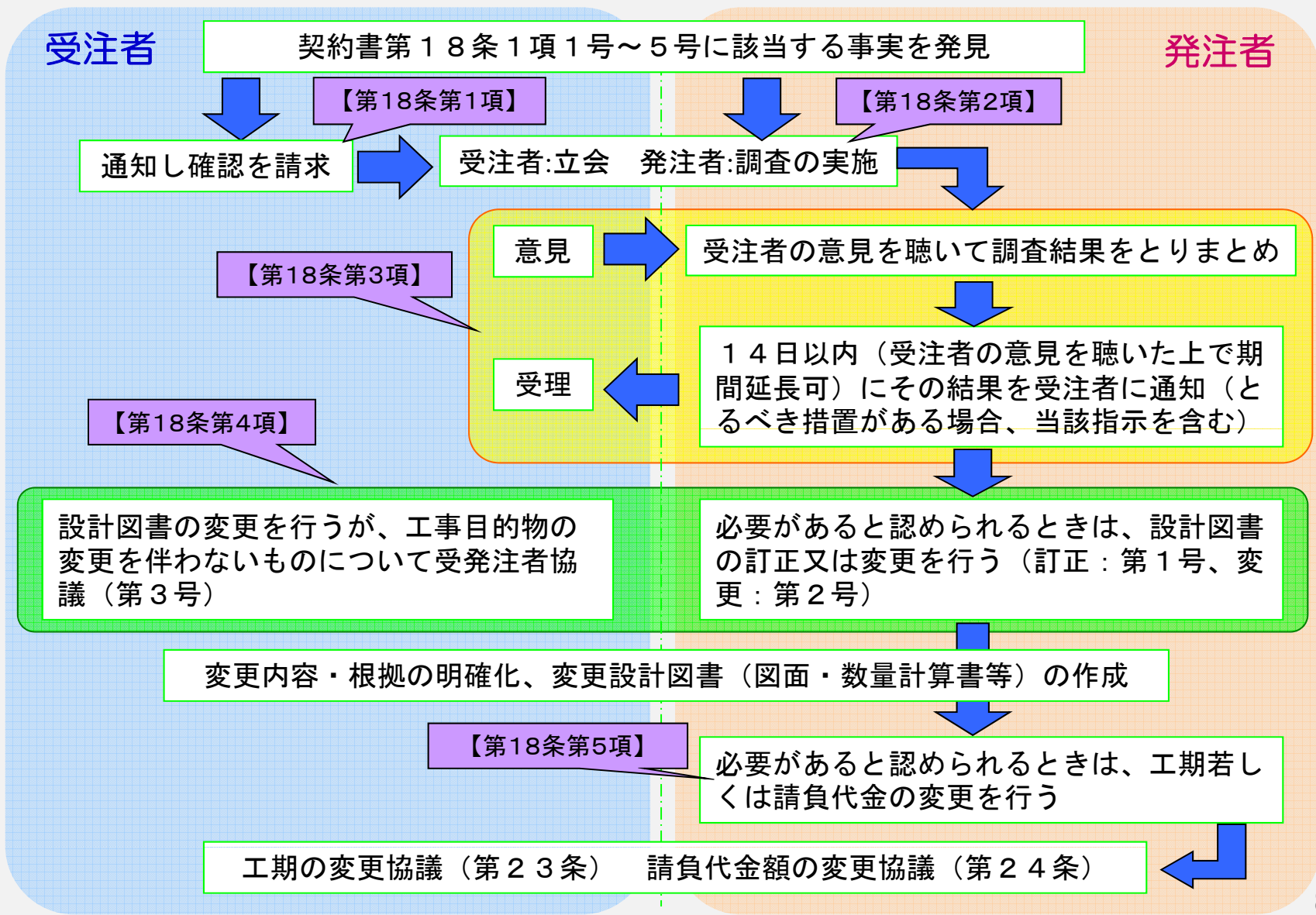
発注者

調査の結果、その事実が確認された場合は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

## 4 設計変更手続きフロー



## 【追加】5 設計変更に係わる資料の作成

### ◇設計照査に必要な資料の作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成については受注者が行う照査の範囲であり、契約変更の対象としない。

### ◇設計変更するために必要な資料の作成

「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に対応させる場合、以下の手続きにより実施するものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について、協議の上、発注者が書面により指示する。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については契約変更の対象とする。

## 6 関連事項

### ◇指定・任意の正しい運用

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ▶ 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ▶ 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ▶ ただし、「設計変更が可能なケース（4頁～）」に記載したとおり、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては**指定と任意の部分を明確にする必要がある。**



任意については、**受注者が自らの責任で行うもの**で、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。**（設計変更の対象としない）**



発注者は、任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応**をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ◆〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ◆標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ◆新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

**ただし、任意であっても設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。**

## 6 関連事項

### ◇新土木工事積算大系（新土木工事積算システム）

国土交通省では、従来の積算体系について、合理的・機動的、かつ、統一性・一貫性のある体系への見直しを行い、新しい積算の枠組みを作るため、「新土木工事積算大系」と称する作業に取り組んでいます。

#### 具体的取組とその効果

- ▶ 工事工種体系の整備 → 体系階層（レベル）の明確化、工事目的物（契約内容）の明確化、体系統一化・標準化による受発注者間の共通認識形成
- ▶ 用語定義集の作成 → 契約項目となる細別に含まれる費用内訳の明確化、共通言語の確立、公共工事の透明性、客観性等の向上

これらを十分理解した上で、誰が設計・積算しても標準化された同じような積算になるのが望ましい。そうすることで受注者の見積もり等が容易化し、契約内容についても明確化が図られ、積算、検収、設計変更業務が簡素化される事が期待されている。

#### ◆関連HP

- ・ 国土技術政策総合研究所 建設システム課：<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/index.htm>
- ・ 新土木工事積算体系の解説：<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/sekisan/daikei.htm>
- ・ 工事工種体系ツリーおよび用語定義集：<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/sekisan/daikei2.htm>

## 7 その他

### ◇工事請負契約書について（1）

#### （条件変更等）

契約書第18条第1項	
受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。	
契約書第18条第1項第1号	公示用設計書、図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
契約書第18条第1項第2号	設計図書に誤謬又は脱漏があること。
契約書第18条第1項第3号	設計図書の表示が明確でないこと。
契約書第18条第1項第4号	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
契約書第18条第1項第5号	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
契約書第18条第2項	
監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。	



## 7 その他

### ◇工事請負契約書について（2）

契約書第18条第3項	
発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。	
契約書第18条第4項	
前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。	
契約書第18条第4項第1号	第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
契約書第18条第4項第2号	第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
契約書第18条第4項第3号	第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
契約書第18条第5項	
前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	

## 7 その他

### ◇工事請負契約書について（3）

#### （設計図書の変更）

##### 契約書第19条

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （工事の中止）

##### 契約書第20条第1項

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

##### 契約書第20条第2項

発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

##### 契約書第20条第3項

発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



## 7 その他

### ◇工事請負契約書について（４）

#### （受注者の請求による工期の延長）

契約書第21条第1項	
受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。	
契約書第21条第2項	
発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	

#### （発注者の請求による工期の短縮等）

契約書第22条第1項	
発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。	
契約書第22条第2項	
発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。	

## 7 その他

### ◇工事請負契約書について（5）

契約書第22条第3項

発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （工期の変更方法）

契約書第23条第1項

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

契約書第23条第2項

前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### （請負代金額の変更方法等）

契約書第24条第1項

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

## 7 その他

### ◇工事請負契約書について（6）

#### 契約書第24条第2項

前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### 契約書第24条第3項

この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

## 7 その他

### ◇条件明示について（1）

工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期
工程関係	2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法
工程関係	3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容成立見込み時期
工程関係	4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合はその項目及び影響範囲
工程関係	5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期
工程関係	6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
工程関係	7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期
用地関係	2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容
用地関係	3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

# 7 その他

## ◇条件明示について（2）

用地関係	4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排気ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容
公害関係	2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
公害関係	3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）
公害関係	4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間
安全対策関係	2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容
安全対策関係	3. 落石、雪崩、土砂崩壊等に対する防護施設が必要な場合は、その内容
安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容

## 7 その他

### ◇条件明示について（3）

安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間
安全対策関係	2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容
安全対策関係	3. 落石、雪崩、土砂崩壊等に対する防護施設が必要な場合は、その内容
安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容
安全対策関係	5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
工事用道路関係	2. 仮道を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（在置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容



## 7 その他

### ◇条件明示について（4）

仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等
仮設備関係	2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法
仮設備関係	3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件
建設副産物関係	2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容
建設副産物関係	3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等
工事支障物件等	2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等
薬液注入関係	2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容

## 7 その他

### ◇条件明示について（5）

その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等
その他	2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等
その他	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所等、引渡期間等
その他	4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容
その他	5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
その他	6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容
その他	7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容
その他	8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期
その他	9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等